

○茨城県立医療大学附属病院研修医運営委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程及び茨城県立医療大学附属病院研修医規程第6条に基づき、附属病院研修医運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 診療部長
- (2) リハビリテーション部長
- (3) 看護部長
- (4) 診療科長
- (5) 病院管理課長
- (6) 院長が指名する者若干名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 病院長は、オブザーバーとして委員会に出席することができる。

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 研修医募集の基本計画及び募集要項の作成に関すること。
- (2) 研修医候補者の選考に関すること。
- (3) 研修医の研修及び診療に関すること。
- (4) 研修医の服務に関すること。
- (5) 研修医の研修評価及び研修終了認定に関すること。
- (6) 研修指導医に関すること。
- (7) その他病院長が必要と認めた事項

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、診療部長をもってこれに充てる。

2 委員会には委員のうちから互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて開催する。

3 委員長が必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

4 委員会は、研修医の指導等具体的事項について協議する場合は、必要に応

じて一部の委員をもって開催することができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、病院管理課医事担当において行なう。

(その他)

第7条 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。